岐

号 外 (--)

平

成二十五年八

月三十日

目

次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 規 則

訓 令 甲

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

入

課

入

課

_~;

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事

古

田

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

岐阜県規則第八十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

正する。 岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改

中「公示」を「掲示」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第十七号を第二十二 行う」に改め、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。 場合を含む。)、第四項並びに第五項」を加え、「ねこを引き取る」を「猫の引取り等を 号とし、同項第十六号中「第二項」の下に「(これらの規定を第三項において準用する 号を第二十七号とし、第十九号から第二十一号までを五号ずつ繰り下げ、同項第十八号 に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同項中第二十二 別表第三保健所長の部二十二の項第一号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」

法第三十六条第二項の規定により負傷動物等を収容すること。

中「第二十五条第一項及び第二項」を「第二十五条」に、「勧告及び措置命令をする」 を「勧告等を行う」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第八号を第十号とし、同 とし、同項第十号中「飼育」を「飼養」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号 二号を第十六号とし、同項第十一号中「飼育」を「飼養」に改め、同号を同項第十五号 し、同項第十三号中「飼育」を「飼養」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十 別表第三保健所長の部二十二の項中第十五号を第十九号とし、第十四号を第十八号と

平成二十五年八月三十日

뮥 外 毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県

公

報

(2)

号の次に次の二号を加える。

- 法第二十四条の二の規定により第二種動物取扱業の届出を受けること
- の使用の廃止の届出を受けること。 法第二十四条の三の規定により第二種動物取扱業の届出事項の変更又は飼養施設

号の次に次の一号を加える。 四において読み替えて準用する場合を含む。次号において同じ。)」を加え、同号を同項 において準用する法第十二条第二項の規定により」を加え、同号を同項第七号とし、同 り、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「、及び」の下に「同条第二項 第九号とし、同項第六号中「及び同条第二項において準用する法第十二条第二項」を削 別表第三保健所長の部二十二の項第七号中「第二十三条」の下に「(法第二十四条の

こと及び同条第三項の規定により犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出を命ずるこ 法第二十二条の六第二項の規定により犬猫等の個体に関する事項の届出を受ける

四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、「廃棄等」を「廃業等」に改め、同 録簿」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 号を同項第五号とし、同項第三号中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登 に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第十六条第一項」の下に「(法第二十 別表第三保健所長の部二十二の項第五号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」

法第十四条第一項から第三項までの規定により届出を受けること。

この規則は、平成二十五年九月一日から施行する。

岐

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

各 庁

関 般

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

岐阜県知事 古 田

肈

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

うに改正する。 岐阜県現地機関事務決裁規程 (昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号) の一部を次のよ

誤納金」を「過誤納金等」に改め、「充当」の下に「及びこれらに関連する事務」を加 別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項所長決裁事項の欄第十七号中「過

号中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、「場合」の下に「(同条第一項の を加え、同欄第三号を次のように改める。 る第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同欄第二号中「第二項の」の下に「規定による」 規定による届出があつた場合に限る。)」を加え、「動物取扱業者登録簿」を「規定によ 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄第一

法第十四条第一項の規定による届出の受付

3

項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十号とし、同欄第六号中「第二十五 下に「規定による」を加え、同号を同欄第十一号とし、同欄第七号中「第二十七条第二 同号を同欄第九号とし、同号の前に次の一号を加える。 条第一項及び第二項の勧告及び措置命令」を「第二十五条の規定による勧告等」に改め、 同号を同欄第十二号とし、同欄第九号を削り、同欄第八号中「第二十七条第二項の」の 同号を同欄第十三号とし、同欄第十号中「第二十九条の」の下に「規定による」を加え、 **同欄第十二号を削り、同欄第十一号中「第三十二条の」の下に「規定による」を加え、** 十三号中「第十二条第一項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十四号とし、 十四号中「第三項の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十五号とし、同欄第 五号中「第十五条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第十六号とし、同欄第 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄第十

法第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受付

む。)の規定による」を加え、同号を同欄第七号とし、同号の前に次の一号を加える。 号中「第二十三条」の下に「(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十四の項所長決裁事項の欄第五